



障精発1206第1号
令和元年12月6日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公印省略)

「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第46号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）が一部改正されたことに伴い、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成26年1月24日付け障精発0124第1号）を別添のとおり一部改正し、本年12月14日から適用することとしたので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、医療機関、関係団体に対する周知方につき御配慮いただきますようお願いいたします。